

同意事項

- 1 「入所のご案内」に記載されている内容について承諾しています。
- 2 申請内容等が事実と相違する場合や添付書類に不備・不足がある場合は、市は申請又は利用許可を取り消す場合があります。
- 3 希望する利用開始月になっても書類に不備・不足がある時は、原則、申請の受付を取り消します。
- 4 児童クラブ利用の可否決定にあたり、市が学校園及びその他関係機関に対し、必要事項について照会し報告を求めることがあります。
- 5 使用料及びおやつ代（運営雑費込み）について、利用日数に応じた日割りは行いません。
- 6 使用料等が3か月以上滞納となった場合には、市は利用許可を取り消すことがあります。
- 7 児童が支援員等の指導を守れない、危険な行為をするなど、クラブの運営に著しく支障をきたすときは、市は利用許可を取り消す場合があります。
- 8 クラブへの途上又は帰途中及びクラブの保育時間外に生じた事故、並びにクラブに申し出されていない児童の疾患に起因する事故について、クラブは責任を負いません。